

ひとり親養育費確保支援事業補助金のご案内

養育費は、離婚後のひとり親家庭の子どもの健やかな成長のために必要な費用です。ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費の取り決めや履行確保にかかった費用について県が補助します。

対象者

神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）に居住するひとり親家庭の母又は父で、養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方。

※過去に同種類の補助を受けている場合は、補助を受けられない場合があります。

公正証書作成補助

養育費の取り決めとして、債務名義となる公正証書を作成する際の手数料や諸費用について補助を行います。

要件	養育費について取り決めた公正証書（強制執行認諾文言付）を作成し、それに要する費用を負担すること
補助対象経費	・ 公証人手数料令に規定する手数料（養育費に関する部分のみ） ・ 公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用 ・ 公証役場に提出する郵便切手に係る費用
補助額	補助対象経費の合計額 上限： 4万円
申請期限	公正証書を作成した日の翌日から起算して1年以内
提出書類	・ 補助金交付申請書(第1号様式) ・ 補助金交付請求書(第4号様式) ・ 児童扶養手当証書の写し又は以下の書類 ①申請者及び対象児童の戸籍謄本・抄本 ②世帯全員の住民票の写し ・ 養育費について取り決めた公正証書の写し ・ 補助対象経費の領収書の写し

養育費請求調停申立補助

養育費請求調停申立を弁護士等（※）に委任する際の費用や申立にかかる諸費用について補助を行います。

要件	養育費請求調停の申立を行い、それに要する費用を負担すること
補助対象経費	・ 養育費調停申立に要する弁護士等委任費用（着手金に限る） ・ 養育費請求調停申立に要する収入印紙代 ・ 裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用 ・ 裁判所に書類を提出する際に要する郵便費用 ※離婚調停申立（夫婦関係調整調停申立）等に養育費を含む場合は対象としていません。
補助額	補助対象経費の合計額 上限： 15万円
申請期限	裁判所において養育費請求調停申立が受理された日の翌日から起算して1年以内
提出書類	・ 補助金交付申請書(第1号様式) ・ 補助金交付請求書(第4号様式) ・ 弁護士等との委任契約書の写し（弁護士等への委任費用に限る） ・ 児童扶養手当証書の写し又は以下の書類 ①申請者及び対象児童の戸籍謄本・抄本 ②世帯全員の住民票の写し ・ 裁判所の申立受理が確認できる書類の写し ・ 補助対象経費の領収書の写し

※弁護士等とは、弁護士、弁護士法人、日本法支援センター（法テラス）、司法書士をいいます。

弁護士等への委任費用の補助を受ける場合は、弁護士等との契約前に当センターへの事前相談が必要です。

未払い養育費の強制執行申立を弁護士等に委任する際の費用や申立にかかる諸費用について補助を行います。

要件	・養育費の取り決めに係る債務名義を有していること ・未払い養育費に係る強制執行申立てを行い、それに要する費用を負担すること
補助対象経費	・未払い養育費強制執行申立に要する弁護士等委任費用（着手金に限る） ・強制執行申立に要する収入印紙代 ・裁判所に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用 ・裁判所に書類を提出する際に要する郵便費用
補助額	補助対象経費の合計額 上限： 15万円
申請期限	裁判所において強制執行申立が受理された日の翌日から起算して1年以内
提出書類	・補助金交付申請書(第1号様式) ・補助金交付請求書(第4号様式) ・弁護士等との委任契約書の写し（弁護士等への委任費用に限る） ・児童扶養手当証書の写し又は以下の書類 ①申請者及び対象児童の戸籍謄本・抄本 ②世帯全員の住民票の写し ・養育費について取り決めた文書の写し ・補助対象経費の領収書の写し

弁護士等への委任費用の補助を受ける場合は、弁護士等との契約前に当センターへの事前相談が必要です。

養育費の未払いに備え、保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料について補助を行います。

要件	・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること ・ 養育費保証契約を保証会社と締結し、その保証料を負担すること
補助対象経費	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料（初回保証料に限る）
補助額	補助対象経費の全額 上限： 5万円
申請期限	養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して1年以内
提出書類	・ 補助金交付申請書(第1号様式) ・ 補助金交付請求書(第4号様式) ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し ・ 児童扶養手当証書の写し又は以下の書類 ①申請者及び対象児童の戸籍謄本・抄本 ②世帯全員の住民票の写し ・ 養育費について取り決めた文書の写し ・ 補助対象経費の領収書の写し

申請・お問合せはこちら

神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター

県からの委託を受け、養育費支援に加え、就業支援等、ひとり親の自立に向けた総合的な支援を行います。

〒251-0054

神奈川県藤沢市朝日町9-4-203

TEL&FAX 0466-90-3601

メール soudan@khitoriova.com

月曜日～土曜日 9:00～17:00



アクセス

